

「Happy Farming」(いいっちゃない 福岡) 規約

(名称)

第1条 このネットワークは、「Happy Farming(いいっちゃない 福岡)」と称する。(以下「Farming」という。)

(目的)

第2条 Farming は農林水産省が推進する「農業女子プロジェクト」メンバーを中心とした福岡県内の女性農業者等が、日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を活かして、企業、事業者、団体、学生、消費者等との積極的な連携を図りつつ、商品、サービス、情報等といった新たな価値の創造、発信、次世代育成、政策・方針確定への参画など福岡県内外の女性農業者の交流等の活動を主体的に行うことを通じて、自らの意識改革・経営発展、女性農業者の存在感向上、職業として農業を選択する若手女性の増加、社会参画、福岡農業の発展に資することを目的とする。

(活動体制)

第3条

1 Farming は以下の(1)の者により構成され、代表者1名、副代表者1名、会計1名を「事務局」とし、別途会計監査1名を選出するものとする。

(1)参加者

目的に賛同する福岡県内の女性農業者等

(2)応援団

ア 参加者のビジネスパートナーとなりうる企業・団体等

イ 「ふくおか農業女子」に対する支援や協力の意志を有する者

ウ 行政機関等

2 Farming の活動を行うため、以下を実施できるものとする。

(1)参加者及び応援団(以下、「参加者等」という。)による全体会議

(2)参加者による運営会議

(3)個別プロジェクトに必要な組織活動

(活動の基本原則)

第4条 参加者は、目的意識を持って主体的に活動に取り組み、各自の経営向上、商品の高度化、販路拡大等とともに、相互の交流・結束強化に努める。

2 応援団は、可能な範囲で、参加者が行う活動に対する支援・協力を行う。

3 参加者等は、Farming 及びその活動について積極的に情報発信し、社会的認知度を高めるよう努めるものとする。

(統一ロゴマーク)

第5条 Farming の認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、統一ロゴマーク を定め、関連商品への添付、イベントにおける掲示等、情報発信において積極的に使用する。

2 参加者等は、第2条の目的に反してない限り、基本的に統一ロゴマークを自由に使用することができる。

3 使用にあたっての留意事項は、別紙1のとおりとする。

(経費負担等)

第6条 個別の活動に必要な経費については、その都度、参加者等が自己負担することを基本とする。

- 2 参加者から年に1回年会費を徴収し、活動に要した事務経費に使用するものとする。
- 3 企業等において金銭的利益が生じる活動に関しては、費用負担や利益配分、知的財産権の取り扱い等について、事前に企業等と参加者との間で個別に取り決めるものとする。

(連絡調整、参加手続等)

第7条 連絡調整や参加手続等は、事務局に申し込む。

- 2 上記に伴い、参加者及び応援団となることを希望する者及び脱退を希望する者は、別紙2により、事務局に申し込む。
- 3 上記に伴い、事務局は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報を適切に管理する。

(機密保持)

第8条 活動にあたり、参加者等間で開示された秘密情報は、相互間の承諾を得ずに第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(総会)

第7条 定例総会は、原則年度終了後若しくは決算額確定後1ヵ月以内に開催し、事業報告、監査報告等を行わなければならない。

- 2 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立し、その過半数をもって議決する。
- 3 その他、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(規約の改正)

第9条 必要に応じて本規約を改正する場合は、定例総会等の場を通じて参加者の3分の2以上の賛同を得た場合に成立するものとする。

附則

- 1、本規約は、平成30年6月12日から施行する。
- 2、規約第3条の1の代表、副代表、会計は、次の役割を担うものとする。

(1)代表

会員及び応援団への連絡・調整を行う。

(2)副代表

代表を補佐・広報・庶務を担当する。

(3)会計

会費の徴収及び会計全般を担当する。

- 3、第6条の会計年度は、6月から5月とし、年に1回会計報告を行うものとする。
- 4、第6条の本会の経費は会費、寄付金その他の収益等を充てる。
- 5、第6条の年会費は、6月より1年間の会費1,200円を徴収し、途中入会は月割りとする。
- 6、規約第6条の2の「事務経費」は本活動に要したコピー代、消耗品、封筒及び切手等に要した経費とする。